

一般社団法人看護のココロ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人看護のココロと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を熊本県合志市豊岡2217番地145に置く。

2 当法人は、前項のほか、従たる事務所を熊本県八代市築添町1605番地3に置く。

(目的)

第3条 当法人は、看護師を中心地域活動団体や各種専門家などと協力し、高齢者が増える地域において、高齢者の寄り添いの場として「地域の保健室」を設置し、ここを拠点に健康相談や生活相談、また学びの場でもある安心な居場所として、活用していくことで、高齢者の健康と安心を支える仕組みづくりや、地域包括ケアシステム構築に寄与すること目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地域の保健室を拠点とした地域包括ケアシステム構築事業

- 1 健康に関する「相談窓口」事業
- 2 在宅医療や病気予防について「市民との学び場」事業
- 3 地域に受け入れられる「安心な居場所」事業
- 4 世代を超えてつながる「交流の場」事業
- 5 地域のお世話役の「発掘と育成の場」事業

(2) 上記(1)の事業に関する情報提供事業

- 1 ホームページの開設と運用
- 2 医療機関、行政機関、地域の民生委員や自治会長などとの連携

(3) その他目的を達成するために必要な事業

(4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所にある掲示場に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人または法人
- (2) 会員 当法人の活動に参加するため入会した個人又は法人、ただし総会等の議決権はない
- (3) 賛助会員 当法人の運営を援助するため入会した個人又は法人、ただし総会等の議決権はない

(入会)

第7条 当法人に入会するものは、当法人が別に定める申込書により、事務局に申し込むものとし、代表理事の承認を得るものとする。代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 当法人の会員として入会するものは、社員総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただしその申し出は、1か月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときには、書面を代表理事に提出して、任意に退会することができる。ただし、年度途中の退会において入会金及び年会費の返金は行わないものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議により、これを除名することができる。またその場合は除名した会員にその旨を通知しなければならない。

- (1) 当法人の会員としての義務に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員の同意があったとき

第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、開催日より1週間前までに各正会員に対して発する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会の決議について、特別の利害関係を有する者は、その議事の決議に加わることができない。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が記名、押印しなければならない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

(選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は理事会において選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員の職務権限等)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は当法人の業務を執行する。

3 事務局担当理事は、当法人の事務を統括し執行する。

4 監事は、理事の業務執行状況並びに本会の財産の状況を監査する。

(解任)

第24条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(設置及び構成)

第26条 当法人に理事会を設置し、理事会は、すべての理事をもって構成する。

(開催)

第27条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、3か月に1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議招集の請求があったとき。

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から1か月以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集通知は、開催日より1週間前までに各理事に対して発する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第30条 理事会における決議は、出席した理事総数の過半数の議決権をもって行う。

2 理事会の決議について、特別の利害関係を有する者は、その議事の決議に加わることができない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が記名、押印しなければならない。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第32条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第33条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第34条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所および方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告書、貸借対照表および損益計算書並びにこれらの付属明細書は、毎事業年度終了後、代表理事が速やかに作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得て、社員総会の決議を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、原則、次の事業年度に繰り越すものとする。ただし、総会の決議を経た場合は、その全部ないし一部を基金に繰り入れることはできる。

(剰余金の分配の禁止)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び予算)

第38条 当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の承認を得て、社員総会の決議を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第39条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第40条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の決議を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 当法人が定款を変更しようとするときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経なければならぬ。

(解散)

第42条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）
- (5) 破産

2 前項第1号の事由により当法人が解散するときは、総正会員の3分の2以上の承諾を得なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けた者に限る）に贈与する。

令和　年　月　日

上記は当法人の定款の原本に相違ありません。

熊本県合志市豊岡2217番地145

一般社団法人看護のココロ

代表理事　　蓑田　山貴